

宅地建物取引業・宅地建物取引士関係手続き 電子申請マニュアル

目次

1.電子申請について	3
2.電子申請を導入する手続	3
3.手数料について	3
4.電子申請のご利用における留意事項	4
5.各手続きにおける電子申請手順	5

【宅地建物取引業関係】

①宅地建物取引業免許申請(新規)	5
②宅地建物取引業免許申請(更新)	6
③宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出(免許書換えあり)	7
④宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出(免許書換えなし)	8
⑤宅地建物取引業者免許証再交付申請	9
⑥廃業等届出	10
⑦業務を行う場所の届出(50条2項)	11

【宅地建物取引士関係】

①宅地建物取引士登録申請	12
②宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請(書換えあり)	13
③宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請(書換えなし)	14
④宅地建物取引士証交付申請	15
⑤宅地建物取引士の登録移転申請(転出)	16
⑥宅地建物取引士の登録移転申請(転入)	17
⑦宅地建物取引士の登録消除申請・死亡等届出	18

1. 電子申請について

宅地建物取引業及び宅地建物取引士に係る電子申請手続きは、国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)で行います。

【eMLIT】 <https://e.mlit.go.jp>



※申請に必要な添付資料等については、別途、申請の手引きをご確認ください。また、宅地建物取引業免許申請(新規・更新)にあたっては、従前通り、申請チェックリストで確認を行い、チェックリストをeMLITの申請画面でアップロードいただくようお願いします。

2. 電子申請を導入する手続

【宅地建物取引業関係】

- ①宅地建物取引業免許申請（新規・更新）
- ②宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出
- ③宅地建物取引業者免許証書換え交付申請
- ④宅地建物取引業者免許証再交付申請
- ⑤廃業等届出
- ⑥業務を行う場所の届出（50条2項）

【宅地建物取引士関係】

- ①宅地建物取引士登録申請
- ②宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請
- ③宅地建物取引士証書換え交付申請
- ④宅地建物取引士証交付申請（新規・再交付）
- ⑤宅地建物取引士登録移転申請
- ⑥宅地建物取引士登録消除申請
- ⑦宅地建物取引士死亡等届出

3. 手数料について

電子申請を行う場合、手数料は「やまがたe申請」を使用し、オンライン決済で納付いただきます。

手数料の納付が必要な手続きは下記のとおりです。

※やまがたe申請では手数料の納付のみ対応しています。

【やまがたe申請】

<https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/>



手続き名	手数料	
	書面申請の場合	電子申請の場合
宅地建物取引業免許申請	33,000円	26,500円
宅地建物取引士登録申請	37,000円	
宅地建物取引士登録移転申請	8,000円	
宅地建物取引士証交付申請	4,500円	

4. 電子申請のご利用における留意事項

(1) 申請期限について

宅地建物取引業免許申請(更新)の場合、提出期限(現在の免許の有効期間満了の30日前)を過ぎたものは電子申請の対象外となりますのでご注意ください。

※eMLITでの申請後、手数料納付日が受付日となりますので、手数料納付期間を考慮し、**遅くとも期間満了の35日前まで**にはeMLITでの申請を完了していただくようお願いします。

(2) 宅地建物取引士証交付申請(更新)について

宅地建物取引士証の更新に係る申請については、法定講習と合わせて行う手続きとなりますので、従前通り書面で、法定講習を実施する協会に申請いただくようお願いします。

(3) アカウント作成について

電子申請のご利用にあたっては、事前にアカウントを作成する必要があります。

【宅地建物取引業者に関する申請】

「GビズIDプライム」のアカウントが必要です。

詳細については、「GビズID」ウェブサイトをご確認ください。

【GビズID ホーム】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



【宅地建物取引士に関する申請】

「eMLIT」のアカウントが必要です。

詳細については、「eMLIT」ウェブサイトをご確認ください。

【eMLIT アカウント登録】

<https://e.mlit.go.jp/EntryNewAccount>



(4) eMLITの操作について

eMLITの操作に関しては、下記ページから、申請者マニュアル等をご参照ください。

【eMLIT お困りの場合】

<https://e.mlit.go.jp/Inquiry>



※eMLITの操作に関する質問については、県ではお答えできませんので、マニュアルで解決できなかった場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

eMLITコールセンター

電話番号:03-4577-9227

受付時間:平日 8:00~12:00、13:00~18:15

E-meil : helpdesk@e-milt.milt.go.jp

5. 各手続きにおける電子申請手順

【宅地建物取引業関係】

○宅地建物取引業免許申請（新規）

(1)eMLITによる免許申請

eMLITの「宅地建物取引業の免許申請_知事免許」から申請を行ってください。
※申請が完了すると、申請に対して「文書番号」が付番されます。

(2)やまがたe申請による手数料納付(26,500円)

①手数料納付の申請

eMLITでの電子申請後、手数料納付申請フォームをメールで送信しますので、必要事項を入力して申請してください。
※申請フォームに「文書番号」を入力する欄がありますので、eMLITで申請を行った際に付番された文書番号を入力してください。

②手数料納付(決済)

①の申請後、手数料納付依頼のメールを送信しますので、「申請状況の確認」から、「申込詳細」画面を開き、納付手続きを行ってください。

(3)審査(欠格要件の確認、事務所調査等)

事務所調査については、総合支庁の担当職員から日程調整の連絡をします。

(4)eMLITによる通知(宅地建物取引業免許通知)

(5)供託手続き

任意の協会又は直接供託所で手続きを行ってください。

(6)免許証交付(手交もしくは郵送)

・免許証については、従前通り総合支庁窓口で手渡しで交付します。
・郵送での受け取りを希望される場合は、事務所調査の際に、送付用封筒(簡易書留郵送代の490円分の切手を貼付けしたもの)を担当職員にお渡しください。

○宅地建物取引業免許申請（更新）

(1)eMLITによる免許申請

eMLITの「宅地建物取引業の免許申請_知事免許」から申請を行ってください。
※申請が完了すると、申請に対して「文書番号」が付番されます。
※現免許の有効期間満了の30日前を過ぎたものは電子申請の対象外となりますので、書面で申請してください。

(2)やまがたe申請による手数料納付(26,500円)

①手数料納付の申請

eMLITでの電子申請後、手数料納付申請フォームをメールで送信しますので、必要事項を入力して申請してください。

※申請フォームに「文書番号」を入力する欄がありますので、eMLITで申請を行った際に付番された文書番号を入力してください。

②手数料納付(決済)

①の申請後、手数料納付依頼のメールを送信しますので、「申請状況の確認」から、「申込詳細」画面を開き、納付手続きを行ってください。

(3)審査(欠格要件の確認、事務所調査等)

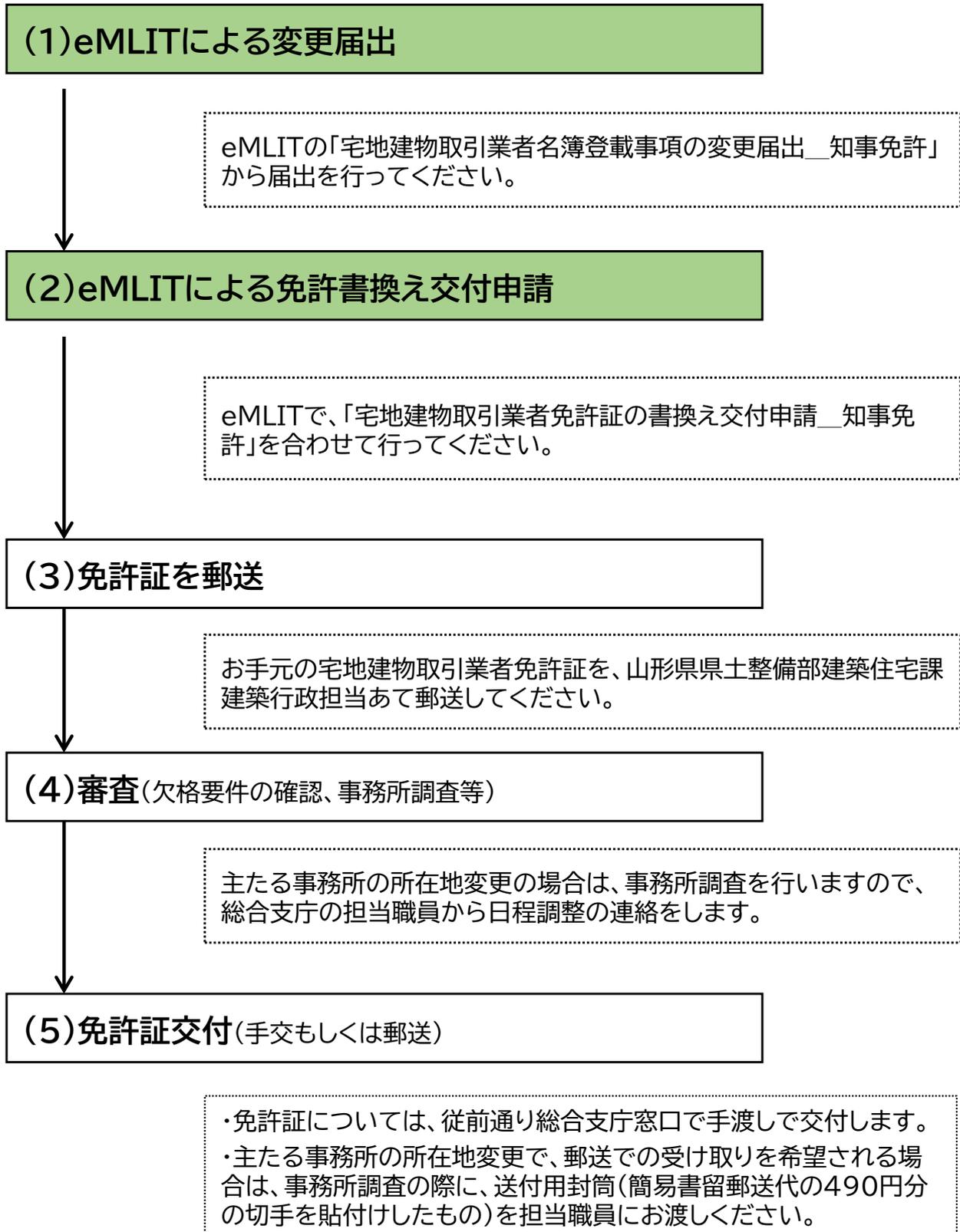
事務所調査については、総合支庁の担当職員から日程調整の連絡をします。

(4)免許証交付(手交もしくは郵送)

・免許証については、従前通り総合支庁窓口で手渡しで交付します。
・郵送での受け取りを希望される場合は、事務所調査の際に、送付用封筒(簡易書留郵送代の490円分の切手を貼付けしたもの)を担当職員にお渡しください。

○宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出（免許書換えあり）

商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更の場合は、免許証書換えが必要になります。



○宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出（免許証書換えなし）

(1)eMLITによる変更届出

eMLITの「宅地建物取引業者名簿登載事項の変更届出_知事免許」から届出を行ってください。

(2)審査(欠格要件の確認、事務所調査等)

従たる事務所の新設・増設、所在地変更の場合は、事務所調査を行いますので、総合支庁の担当職員から日程調整の連絡をします。

(3)eMLITによる通知(手続き完了の通知)

○宅地建物取引業者免許証再交付申請

(1)eMLITによる再交付申請

eMLITの「宅地建物取引業者免許証再交付申請_知事免許」から申請を行ってください。

(2)免許証を郵送

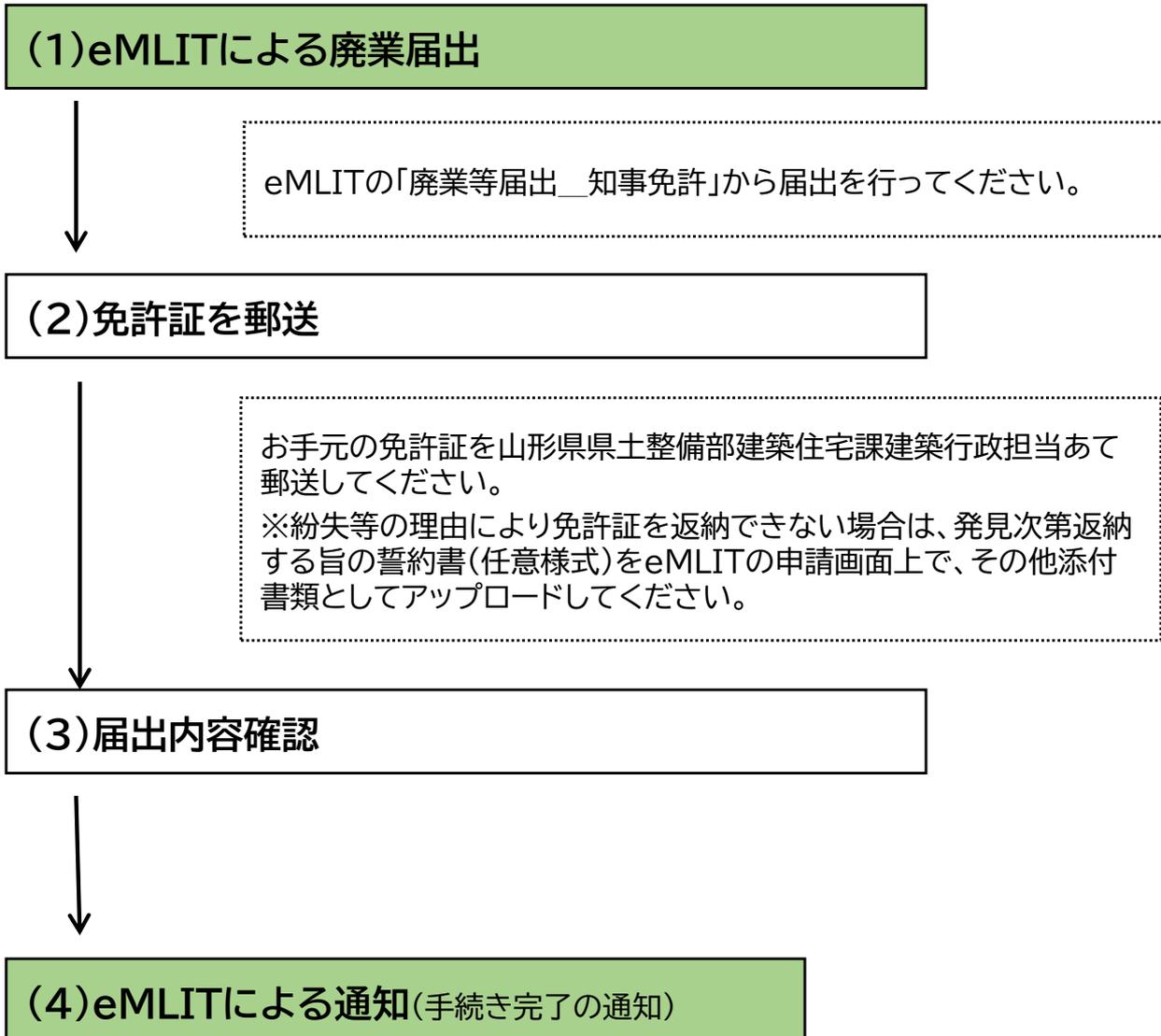
汚損または破損を理由に申請する場合は、別途、手元にある汚損または破損した免許証を山形県県土整備部建築住宅課建築行政担当あて郵送してください。
※紛失等の理由により免許証を返納できない場合は、発見次第返納する旨の誓約書(任意様式)をeMLITの申請画面上で、その他添付書類としてアップロードしてください。

(3)申請内容確認

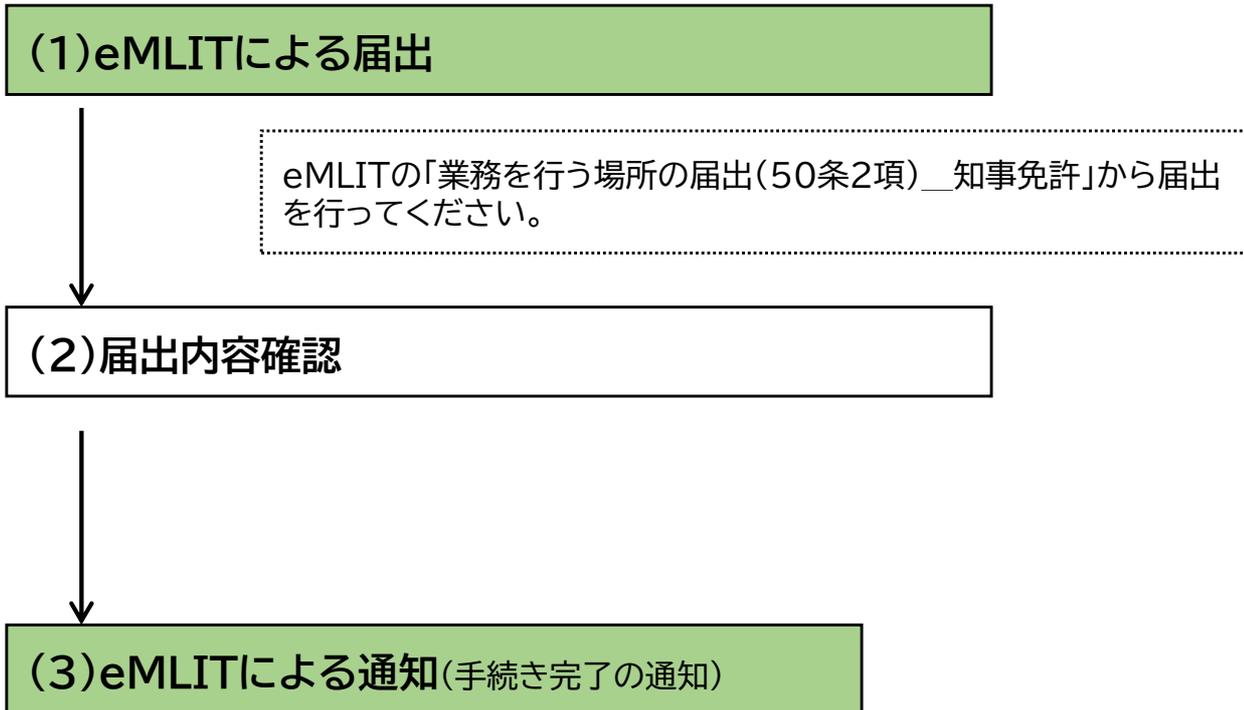
(4)免許証交付(手交)

免許証については、従前通り総合支庁窓口で手渡しで交付します。

○廃業等届出



○業務を行う場所の届出（50条2項）



【宅地建物取引士関係】

○宅地建物取引士登録申請

(1)eMLITによる登録申請

eMLITの「宅地建物取引士の登録申請」から申請を行ってください。
※申請が完了すると、申請に対して「文書番号」が付番されます。

(2)やまがたe申請による手数料納付(37,000円)

①手数料納付の申請

eMLITでの電子申請後、手数料納付申請フォームをメールで送信しますので、必要事項を入力して申請してください。

※申請フォームに「文書番号」を入力する欄がありますので、eMLITで申請を行った際に付番された文書番号を入力してください。

②手数料納付(決済)

①の申請後、手数料納付依頼のメールを送信しますので、「申請状況の確認」から、「申込詳細」画面を開き、納付手続きを行ってください。

(3)審査(欠格要件の確認等)

(4)eMLITによる通知(宅地建物取引士登録通知)

○宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請（書換えあり）

氏名、住所の変更の場合は、宅地建物取引士証の書換えが必要になります。

(1)eMLITによる変更登録申請

eMLITの「宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請」から申請を行ってください。

(2)eMLITによる宅地建物取引士証書換え交付申請

氏名、住所に変更がある場合は、eMLITで「宅地建物取引士証の書換え交付申請」を合わせて行ってください。

(3)宅地建物取引士証の郵送

- ・お手元の宅地建物取引士証を郵送で提出ください。
- ・氏名の変更の場合は、併せて顔写真を一部提出ください。

(4)申請内容確認

(5)宅地建物取引士証交付(郵送もしくは手交)

- ・宅地建物取引士証については、郵送で交付します。
- ・手渡しでの交付を希望される場合は、eMLITの申請画面上の備考欄にその旨を入力してください。

○宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請（書換えなし）

(1)eMLITによる変更登録申請

eMLITの「宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請」から申請を行ってください。

(2)申請内容確認

(3)eMLITによる通知(変更登録通知)

○宅地建物取引士証交付申請

(1)eMLITによる交付申請

eMLITの「宅地建物取引士証の交付申請」から申請を行ってください。
※申請が完了すると、申請に対して「文書番号」が付与されます。

(2)顔写真郵送

・顔写真を一部郵送ください。

(3)やまがたe申請による手数料納付(4,500円)

①手数料納付の申請

eMLITでの電子申請後、手数料納付申請フォームをメールで送信しますので、必要事項を入力して申請してください。

※申請フォームに「文書番号」を入力する欄がありますので、eMLITで申請を行った際に付番された文書番号を入力してください。

②手数料納付(決済)

①の申請後、手数料納付依頼のメールを送信しますので、「申請状況の確認」から、「申込詳細」画面を開き、納付手続きを行ってください。

(4)申請内容確認

(5)宅地建物取引士証交付(郵送もしくは手交)

・宅地建物取引士証については、郵送で交付します。
・手渡しでの交付を希望される場合は、eMLITの申請画面上の備考欄にその旨を入力してください。

○宅地建物取引士の登録移転申請

登録移転申請は、移転元・移転先都道府県が、いずれもeMLIT申請に対応している必要があります。非対応の場合は、紙(書面)で申請してください。

【1】 転出の場合 (山形県→他都道府県)

・転出の場合は、事前に必要書類や手数料納付方法等を移転先の都道府県に確認のうえ、「山形県」に申請してください。

(1) 移転先の都道府県で手数料納付手続き

(2) eMLITによる登録移転申請

・eMLITの「宅地建物取引士の登録移転申請」から申請を行ってください。

※eMLITでの申請先は「山形県」になりますのでご注意ください。

・移転先の都道府県が手数料の電子納付に対応している場合は、手数料納付が確認できる画面の写しまたは領収証等をeMLITの申請画面上でアップロードしてください。

・移転先の都道府県が手数料の電子納付に対応していない場合は、購入した他都道府県の収入証紙を郵送で提出ください。

(3) 申請内容確認後、移転先の都道府県から通知

○宅地建物取引士の登録移転申請

【2】転入の場合（他都道府県→山形県）

転入の場合は、先にやまがたe申請で手数料納付のうえ、「移転元(現在の登録先)の都道府県」に申請してください。

(1)やまがたe申請による手数料納付

①手数料納付の申請

やまがたe申請で、「宅地建物取引士登録移転申請手数料」の申請フォームを検索し、必要事項を入力して申請してください。

※申請フォームに「移転元都道府県」を入力する欄がありますので、現在宅建士として登録されている都道府県名を入力してください。

②手数料納付(決済)

①の申請後、手数料納付依頼のメールを送信しますので、「申請状況の確認」から、「申込詳細」画面を開き、納付手続きを行ってください。

(2)eMLITによる登録移転申請

eMLITの「宅地建物取引士の登録移転申請」から申請を行ってください。

※eMLITでの申請先は「移転元の都道府県」になりますのでご注意ください。

(3)申請内容確認後、山形県から通知

○宅地建物取引士の登録削除申請・死亡等届出

(1)eMLITによる登録削除申請・死亡等届出

eMLITの「宅地建物取引士の登録削除申請」又は「宅地建物取引士の死亡等届出」から申請を行ってください。

(2)宅地建物取引士証を郵送

お手元の宅地建物取引士証を山形県県土整備部建築住宅課建築行政担当あて郵送してください。
※紛失等の理由により宅地建物取引士証を返納できない場合は、発見次第返納する旨の誓約書(任意様式)をeMLITの申請画面上で、その他添付書類としてアップロードしてください。

(3)申請内容確認

(4)eMLITによる通知(登録削除通知)